

# GS1 Japan News

一般財団法人流通システム開発センター

GS1標準で、安全・安心、効率的なサプライチェーンを推進します

第35号  
2025年12月



「GS1 Japan 産業横断レジストリー」 2026年4月に稼働	P.2 ~ 3
2025 EPC RFID FORUM × 自動認識総合展 開催	P.4

GTIN Q&A	P.5
GS1 事業者コードの利用に関する Q&A	P.6
当財団主催の GS1 標準に関するセミナー	P.7

# 「GS1 Japan 産業横断レジストリー」2026年4月に稼働

## — 国内最大級の業界横断的商品情報提供システム —

質の高い商品情報の効率的な伝達・利用は、古くて新しい課題である。取引関係者間で商品情報をタイムリーかつ効率よく共有することの重要性は30年来変わっていない。この間、デジタル化、ネット化が顕著に進み、消費者の購買チャネルの多様化を後押しし、消費者は店頭で商品を確認するタイミングで事前にネットで商品情報を確認し、購買決定を行うようになった。商品とその商品情報の電子データが一体不可分の関係となる中、B2B取引のみならず、B2Cも視野に入れた商品情報の重要性がますます高まっている。

### 商品情報の伝達・利用は積年の課題

ブランドオーナーは、同じ商品情報であっても、取引先ごとに何回も商品情報を登録、提供しなければならない。商品情報を登録、提供するフォーマットや規格などの手段も取引先ごとに異なっており、正確で効率的な商品情報の伝達と利用を阻んできた。デジタル社会の今日においても、流通におけるビジネスやシステムの根幹である商品の情報が、いまだに企業間・企業内を問わず、個

別的方式で繰り返し入力、伝達されている状況である（図1）。

2024年度、経済産業省では、サプライチェーンを通じた商品情報の伝達・連絡（商品情報のバケツリレー）により、商談だけでも年間約30万人月もの工数がかかっていると試算している。商品情報の授受に関わる重複作業と共に伴う不正確な商品情報が、サプライチェーンを通じて業務や取引の効率化、自動化、高度化を阻むだけでなく、今日、小売業が注力していきたいであろう顧客の買い物体験向上の取り組みに対する妨げにもなっている。

### GS1 Japan 産業横断レジストリーを構築、稼働へ

こうした積年の課題を解決するための一つの解決策が「GS1 Japan 産業横断レジストリー」（以下、産レジ）である。

2021年、GS1 Japan ((一財)流通システム開発センター)、(株)ジャパン・インフォレックス (JII)、(株)プラネットの三者は、業界横断的な商品情報を一元管理するための商品情報登録簿であるレジストリーと

して産レジを構築し、正確で効率的な商品情報の提供と利用を実現するため共同で取り組み、推進していくことに合意した。JIIは、酒類・食品業界最大級で7000社超、240万件を超える商品情報、またプラネットは、日用品、化粧品、ペットフード・ペット用品等の750社超、18万件を超える商品情報が登録されている業界データベースをそれぞれ運営している。また当財団は、業界データベースを持たない業界などのブランドオーナーのために、商品情報データベースとしてGS1 Japan Data Bank - 商品情報 - (GJDB - 商品情報-) をサービスしている。

三者は関係業界や団体などから寄せられる期待とその使命を自覚しつつ、「社会的なインフラ」「公共性」および「全産業の繁栄」を構築・運営の精神として産レジの立ち上げに向けて進めてきたが、いよいよ2026年4月に産レジver1.0として稼働させる予定である。

### 産レジの特徴

産レジは、日本最大級のブランド

商品メーカー・卸売業においては、同じ商品情報であっても、複数箇所に商品情報を登録しなければならない。  
小売業ごとにフォーマットや、規格などが異なる。小売業においては、商品情報の入手方法、フォーマットなどがバラバラ。

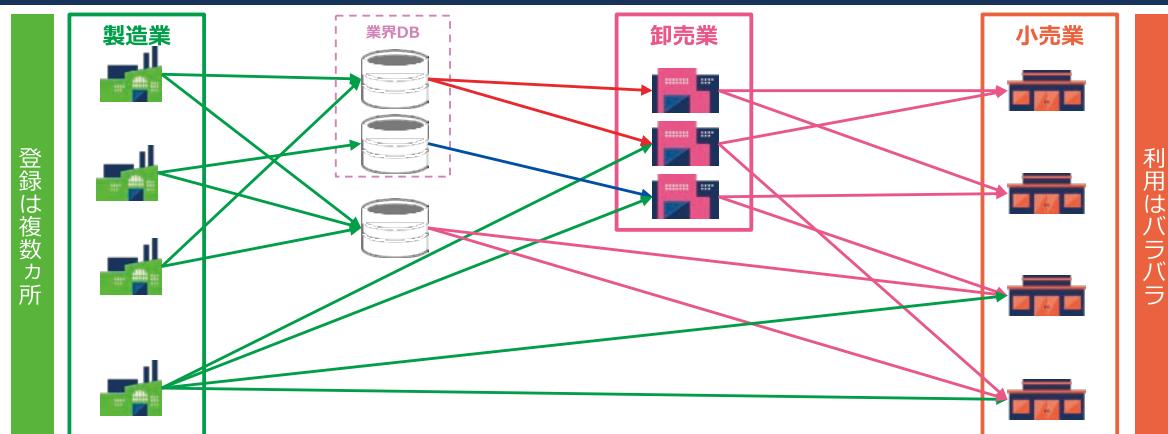


図1 現状の非効率な商品情報授受の概要

GS1 Japan 産業横断レジストリーver1.0は、利用者が問い合わせてきたGTIN(JANコード)に対して、商品メーカーが登録した各商品情報データベースに問い合わせ、基本項目を統一のフォーマットに変換し利用者へ提供。また、各業界DBの業界特有項目は変換を実施せず、そのまま各業界DBのフォーマットで利用者に提供します。

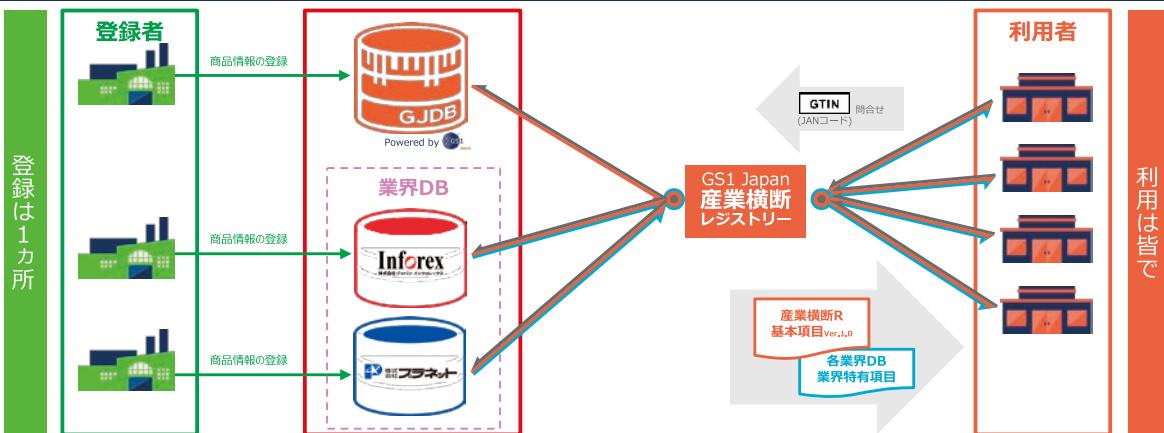


図2 GS1 Japan 産業横断レジストリー ver1.0 導入後の商品情報授受の概要

オーナー起点の業界横断的商品情報提供システムである。ブランドオーナーが管理・運営している商品情報を、GS1 Japan、JII、プラネットの三者が共同で取り組むことで、酒類・食品、日用品、化粧品、ペットフード・ペット用品などの多くのカテゴリーを幅広くカバーする。

三者の商品情報データベースに登録される商品情報は、商品を販売する事業者として商品を最もよく知る当事者であるブランドオーナーが管理している正確な商品情報であり、ブランドオーナーが業界データベースなどへ登録した商品情報を、産レジを通じて小売業などへ提供することで、正確な商品情報の効率的な授受を実現する。

## 産レジの概要

産レジとは、ブランドオーナーが登録したブランドオーナー発の商品情報を、業界データベースやGJDB - 商品情報 - で活用し、GTIN (JANコード) をキーとして小売業、そして消費者に届ける基盤となるシステムである。

産レジ Ver1.0 は、利用者が問い合わせてきた GTIN を基に各データベースへ問い合わせを行い、各業界共通の基本項目（56 項目）を統一フォーマットに変換した上で利用者へ提供する。また、各業界データ

ベースが独自に保有する業界特有項目についても、変換などは行わずそのまま各業界データベースのフォーマットで利用者へ提供する（図2）。

当面、産レジ ver1.0 が提供する商品情報は、先の基本項目と業界特有項目であるが、今後順次、品質情報や画像情報などについても拡充を進めていく。また業界データベースについては、将来的に OTC 医薬品、家電の各業界商品データベースとも連携の予定である。

なお、産レジは流通業界における商品情報基盤として、利用料を薄く広く応分に負担していただくこととしている。

## 産レジの提供方式

産レジ ver1.0 の接続インターフェースは、商品情報を利用者へよりリアルタイムに近いタイミングでの提供を実現するため、世の中の主流である API 連携としている。商品情報の問い合わせから提供までの流れは、以下の通りである。

- ①利用者は、産レジに対して GTIN をキーに商品情報を検索
- ②産レジは、当該 GTIN の商品情報を保持する業界データベースへ情報をリンク
- ③業界データベースは、保有する当該 GTIN の商品情報を産レジへ提供

④産レジでは、受け取った商品情報のうち基本 56 項目については必要に応じて統一フォーマットへ変換  
⑤産レジは、変換した基本 56 項目と、業界特有項目を利用者へ提供

## 登録は1カ所、利用は皆で

長年利用が進まなかった商品情報データベースではあるが、多くの小売業が産レジを利用することで、業界データベースなどに登録される商品情報の内容は、量的にも質的にも高まっていくことが期待される。こうした良い循環を作るべく、製・配・販の事業者や関係者とタッグを組み、「登録は1カ所、利用は皆で」を合言葉に、正確な商品情報の授受、利用の効率化と高度化、さらには消費者への信頼できる正確な商品情報の提供を目指していく。

産レジに関する商品情報の登録（連携）や利用、および産レジ ver1.0 の小売業向け API 仕様の詳細などについては、以下 URL よりお問い合わせいただきたい。

## GS1 Japan 産業横断レジストリー案内ページ

< [https://www.gs1jp.org/database\\_service/gjcipr/](https://www.gs1jp.org/database_service/gjcipr/) >



(データバンクビジネスグループ)

# 2025 EPC RFID FORUM × 自動認識総合展 開催

## はじめての EPC/RFID – 仕組み・活用・はじめの一歩 –

2025年9月11日、GS1 Japanは慶應義塾大学Auto-IDラボ・ジャパンと共に「2025 EPC RFID FORUM」を開催した。今回で20回目の開催となる。

講演だけでなく製品やソリューションに直接触れられる場を提供することで、より実践的な理解を促進するため、(一社)日本自動認識システム協会(JAISA)の協力の下、自動認識総合展内で開催した。

FORUMテーマは「はじめてのEPC/RFID – 仕組み・活用・はじめの一歩 –」。初心者にも理解しやすい基礎解説から、標準化動向やRFIDの活用ガイドライン、医療現場でのRFID活用最新事例まで幅広い講演が行われ、188名が参加し盛況となった。以下に講演概要を掲載する。

### EPCとは？RFIDを使う前に知っていただきたいこと

GS1 Japan 前川ふみ

国際的な標準化団体であるGS1の活動領域とEPCの重要性について紹介。EPCとはElectronic Product Codeの略称であり、GS1識別コードをRFIDタグで利用する際のフォーマットを示すものである。EPCを利用することで、商品やパレットなどさまざまな対象物に付けられたRFIDタグを、サプライチェーン全体で、混乱なく識別することができる。RFIDを利用

する際は、ぜひ国際標準のフォーマットであるEPCを利用いただきたい。

### RFIDユーザのためのRFID活用ガイドライン

(一社)日本自動認識システム協会

竹本直也氏、清水博長氏

「RFIDユーザのためのRFID活用ガイドライン(製造業編)」を基に、RFID導入プロセスにおける要点や活用の留意点を紹介。現状業務を正確に把握し課題を抽出すること、さらに課題を数値化してROI(投資対効果)を算出することの大切さを説いた。また、RFIDありきではなく、課題解決に最適な技術を選択すべきであるとも述べた。技術面では100%の読み取り精度は保証されず、金属や水などの環境要因が性能に影響を及ぼすため、その対策が不可欠であることを指摘した。

### 電池なし無線センシング向けISO/IEC 18000-65標準化進捗

慶應義塾大学 三次仁氏

日本発・世界初電池なし無線センシング向け新標準「ISO/IEC 18000-65」の進捗状況を紹介。この標準は従来の「ISO/IEC 18000-63」をベースにしつつ、センサーの連続データ取得を可能にしている。特徴として極めて低消費電力で双方向通信が可能であり、多様なセンサーに対応できる点が挙げられる。なお、この新標準は最終国際規格案(FDIS)の段階にあり、年内の承認が見込まれている。応用例としてヘリコプターブレードの変形測定、梱包品の振動測定、高所構造物の点検、ロボットアームの動き検出などが紹介された。特に、無線かつ電池なしでひずみセンサーを稼働さ

せる技術は世界的に例がなく、実験では有線センサーと同等の測定精度が確認されている。今後は研究開発事業や产学連携を通じて、実用化が進むことが期待されている。

### 医療材料管理におけるRFID技術活用

(株)エフエスユニマネジメント 高橋直角氏

(株)デンソーウェーブ 真野靖章氏

病院SPD(Supply, Processing and Distribution)におけるRFID活用事例を報告。医療機関では医療材料の正確な供給、有効期限管理、電子カルテや保険請求との連携など多様な要求に応える必要がある。これまでGS1標準バーコードの導入により一定の効率化が進んだものの、読み忘れやバーコードの複数表示といった課題が残っていた。これを補完する技術としてRFIDが導入され、在庫管理、使用履歴確認、入荷確認業務等に利用されている。特に高額な医療材料を扱うカテーテル室では入出庫履歴管理や使用記録の徹底が可能となり、手術室ではセット単位の一括検品による大幅な工数削減が実現した。導入効果は大きい反面、RFIDタグのコストや貼付作業の負担といった課題も依然として存在する。今後は取得した情報を医療機関やメーカー、ディーラー間で共有し、活用していくことを目指している。

各講演資料はEPC RFID FORUM会員専用ページで公開されているので、ぜひ参照いただきたい。

(<https://www.epc-rfid-forum.jp/event/forum2025.html>)  
(RFID・デジタル化推進G 小西)



会場の様子

# GTIN Q&A

当財団に寄せられた GTIN に関するお問い合わせのうち、よくある質問をまとめました。

## Q-1 GTIN と JAN コードは別のコードですか？

A-1 いえ、GTIN は Global Trade Item Number の略で、JAN コード (GTIN-13、GTIN-8) や集合包装用商品コード (GTIN-14) など商品・サービスに対して設定する GS1 標準の商品識別コードです。

## Q-2 GTIN は誰が設定すればいいのですか？

A-2 原則、GTIN はその商品のブランドオーナーが設定します。ブランドオーナーとは、その商品の仕様について責任を持っている事業者のことです。商品の製造場所や製造者は関係ありません。組み合わせ商品やノンブランド品、中古品、整備済み商品では、ブランドオーナー以外が GTIN を設定する場合もあります。詳細は GTIN 設定ガイドラインを参照してください。

## Q-3 GTIN はどのような際、変更が必要になりますか？

A-3 図は GTIN の変更が必要になる 10 の基準となります。各基準の詳細は GTIN 設定ガイドラインを参照してください。

## Q-4 GTIN は再利用できますか？

A-4 2019 年から GTIN の再利用ができなくなりました。ある商品に設定した GTIN を、商品の終売（廃番）後、別の商品に設定することは控えてください。

## Q-5 先頭が「45」「49」の GTIN が表示されている商品は日本製ですか？

A-5 GTIN は、商品のブランドを持つ事業者がどの事業者で、どの商品かを表すものであり、商品の原産地を表すものではありません。先頭が「45」「49」の GTIN は、商品のブランドオーナーが日本の事業者であることを表しますが、商品の原産地を表していません。

## Q-6 商品は同じですが製造工場が異なる場合は、GTIN を変更する必要がありますか？

A-6 商品が全く同じであれば、製造工場の違いによって GTIN を分ける必要はありません。

## Q-7 取引先から、その企業のオリジナル商品の製造委託を受けました。どの企業が GTIN を設定すればよいですか？

A-7 GTIN はブランドオーナーが設定します。従ってこの場合、製造委託元である取引先が GTIN を設定します。

## Q-8 GTIN 設定ガイドラインはどこから入手可能ですか？

A-8 以下のウェブサイトから入手可能です。



(グロサリー業界グループ 岩崎)

内容	単品、最小取引単位	集合包装
【基準1】新商品を発売した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準2】商品表示の変更をともなう成分や機能を変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準3】商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準4】包装の外寸、または総重量の変更程度が20%を超える場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準5】認証マークを追加、または削除した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準6】ブランドを変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合	変更なし	新しいGTIN
【基準8】集合包装の入数を変更した場合	変更なし	新しいGTIN
【基準9】あらかじめ決められた組み合わせ商品の中身を変更した場合	新しいGTIN	新しいGTIN
【基準10】商品本体に直接表示された価格の追加、変更、削除を行う場合	新しいGTIN	新しいGTIN

図 GTIN の変更が必要になる 10 の基準

# GS1 事業者コードの利用に関する Q&A

## － EC プラットフォームへの出品編 －

インターネット通販の拡大を背景に、既存の登録事業者から EC プラットフォームへの出品に関する問い合わせが多く寄せられている。以下、よくある質問とその回答を紹介する。

### Q-1 出品時に GTIN の証明書を求められました。発行してもらいますか？

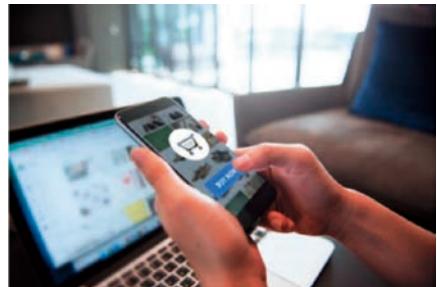
**A-1 GS1 事業者コードの登録を証明する書類として、新規申請や更新手続き完了後に郵送する「GS1 事業者コード登録通知書」が使えます。英文の証明書が必要な場合は個別にお問い合わせください。**

一方、GTIN ごとの証明書は発行しておりません。個別の GTIN と事業者の関係を示すよう求められた場合は「GS1 Japan Data Bank - 商品情報 -」に商品情報を登録の上<sup>(注)</sup>、商品概要シートをダウンロードするか、当財団が提供するデータベース「Verified by GS1」([https://www.gs1jp.org/database\\_service/vbg/](https://www.gs1jp.org/database_service/vbg/)) の商品検索画面のスクリーンショットを撮り、提示してみてください。

(注) GS1 Japan Data Bank - 商品情報 -への商品情報登録には、登録事業者向けポータルサイト「My GS1 Japan」(<https://mygs1.gs1jp.org/>) にログインが必要です。ログイン情報は、最新の GS1 事業者コード登録通知書を確認してください。

### Q-2 当社で仕入れた他社ブランドの商品を出品する際に、GTIN の証明書を求められました。発行してもらいますか？

**A-2 GS1 事業者コードの登録通知書は、貸与を受けている事業者にのみに発行しております。その商品のブランドオーナーから登録通知書の必要箇所（有効期限、事業者コード、事業者名など）が分かる写しをもらうなどして対応してください。**



### Q-3 他社から仕入れた商品を自社で組み合わせて販売する際、商品コードはどのようにしたらよいですか？

**A-3 個々の商品への GTIN 設定はその商品のブランドオーナーが行いますが、複数の商品を組み合わせたセット商品の GTIN はその組み合わせ商品を考案・作成する事業者が行います。ただし、同一メーカーの商品を組み合わせて販売する場合は、ブランドオーナーに確認してください。詳しい GTIN の設定方法は、GTIN 設定ガイドライン ([https://www.gs1jp.org/standard/identify/gtin/gtin\\_guide.pdf](https://www.gs1jp.org/standard/identify/gtin/gtin_guide.pdf)) を参照ください。**

品識別コードで、国際的には GTIN-12 と呼ばれています。

U.P.C. (GTIN-12)、EAN/JAN コード (GTIN-13) はいずれもグローバルで利用可能な GS1 標準の商品識別コードです。念のためプラットフォーム事業者に「GTIN-13 で流通可能か」を確認してください。その上で 12 枠の U.P.C. が必要となった場合は、下記 QR コードより当財団へご連絡ください。

U.P.C.に関する  
お問い合わせは  
こちら



### Q-4 米国の EC プラットフォーム上に出品する際、商品コード欄に「U.P.C.」と指定がありました。

**JAN コードはありますが、別途 U.P.C. を作成する必要があるのでしょうか。**

**A-4 海外のいくつかの主要な EC プラットフォームでは「U.P.C.」と指定されていても、EAN/JAN コード (GTIN-13) で流通可能なことが確認されています。U.P.C. (Universal Product Code) とは、主にアメリカ・カナダで利用されている 12 枠の商**

### Q-5 商品のブランド名と事業者名が一致せず、出品できないと言われました。GS1 事業者コードの登録事業者名を変えるべきですか？

**A-5 登録事業者名をブランド名にすることは推奨しません。まずは商標登録をご確認ください。もし自社名でブランドの商標登録があれば、商標の証明書類提示により解決するケースがあります。商標登録されていない場合は、自社の公式ウェブサイトなど、ブランドと自社の関係を証明する資料が求められる場合があります。**

(コード管理部)

# 当財団主催の GS1標準に関するセミナー

各講座の詳細はQRコードよりご覧ください

## バーコード

[入門講座]

参加費  
**無料**

国際標準の商品識別コードとして利用されている、JANコード、集合包装用商品コードに関する基礎について解説します。



## EPC/RFID

[入門講座]

参加費  
**無料**

初心者向けにUHF帯RFID(電子タグ)の特徴や国内外の活用事例、GS1識別コードをRFIDで利用するための形式(フォーマット)であるEPCを解説します。



## GS1 Digital Link

[入門講座]

参加費  
**無料**

GTIN(JANコード)などのGS1識別コードを起点にウェブでの情報提供を実現する、**GS1 Digital Link**の仕組みと想定活用シーン・実際の活用事例を紹介します。



## GTIN パーフェクトセミナー

参加費  
**¥5,500  
(税込)**

GTIN(JANコード、集合包装用商品コード)の設定・変更ルールを紹介します。「GTINとは何か」から発展的なGTINの活用まで幅広く学び、業務に役立てましょう。ECサイトでのGTIN活用にも役立ちます！



## ヘルスケアバーコード

[入門講座]

参加費  
**¥5,500  
(税込)**

医療用医薬品や医療機器等について、薬機法に準じたバーコード表示の方法や、世界の規制動向について解説します。



## EPCIS

[入門講座]

参加費  
**無料**

トレーサビリティや物流効率化などといった、サプライチェーンの可視化を前提とする様々なアプリケーションの構築に活用できるGS1標準「EPCIS」の概要と考え方、活用事例を紹介します。



# GS1 Japan の便利で安心なアプリ !



## GJDB × scan

### 商品情報の確認

商品のバーコードをスキャンすると、事業者名、商品名、ブランド名などの商品情報が表示されます。また、商品のホームページや商品メーカーからのコメント(PR)も確認することができます。

※ GS1 Japan Data Bank -商品情報- (GJDB -商品情報-) に登録のある商品情報が表示されます。GJDB -商品情報-への登録は、商品メーカー自らが行っているので、信頼性の高い情報を得ることができます。

[www.gs1jp.org/database\\_service/gjdb/about\\_gjdb.html](http://www.gs1jp.org/database_service/gjdb/about_gjdb.html)



### てんぶん 添文ナビ®

### 添付文書の閲覧

医療用医薬品や医療機器の包装上の GS1 バーコードを読み取り、電子化された添付文書情報等を閲覧するための医療従事者用アプリです。

※ (独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) のホームページ上の情報につながります。

[www.gs1jp.org/standard/healthcare/tenbunnavi/app/index.html](http://www.gs1jp.org/standard/healthcare/tenbunnavi/app/index.html)

## GS1 Japan Scan

### バーコードが GS1 標準に合致しているかチェック

バーコードを読み取ることで、GS1 標準のバーコードか確認できます。

国内のヘルスケア商品(医療用医薬品・医療機器等)や食品原材料のバーコード表示ルールに合致しているかも確認できます。

[www.gs1jp.org/seminar\\_book/application/gs1japanscan/](http://www.gs1jp.org/seminar_book/application/gs1japanscan/)



発行元 :

ジエスワン ジャパン  
**GS1 Japan** (一般財団法人 流通システム開発センター)  
〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 9F  
T 03-5414-8502  
[www.gs1jp.org](http://www.gs1jp.org)



**GS1 Japan**  
一般財団法人 流通システム開発センター

© GS1 Japan

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。